

政治経済学・経済史学会 倫理憲章

政治経済学・経済史学会は、学問の自由を基礎に展開される会員の研究活動を後援するとともに、社会から学問研究に負託された使命を自覚し、学会内外における研究倫理を確保するために以下の憲章を定めます。

第一条（憲章の該当範囲）政治経済学・経済史学会の活動に係属する者は、会員・非会員を問わず以下の全条項を遵守する。

第二条（研究目的・研究方法の倫理性）研究の目的・方法について、社会的・学問的に要請される倫理性を確保する。

第三条（研究過程の科学性）研究の過程において科学性・実証性を確保する。データ・史料等のねつ造、改ざんを行ってはならない。

第四条（知的所有権の擁護）他者の知的所有権を擁護する。他者の研究成果を剽窃・盗用してはならない。

第五条（差別の禁止）他者の人格を尊重しなければならない。その思想信条・性別・出自・宗教等について差別してはならない。

第六条（ハラスメントの禁止）セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等、ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

第七条（研究資金の適正支出）学会で交付される研究資等を適正に支出する。

第八条（倫理憲章違反への対処）本学会の会誌、春季・秋季学術大会、または各委員会等の活動において倫理憲章違反を認知した会員もしくは非会員は、倫理委員会を介して理事会にその行為を申し立てることができる。理事会は、別に定める規定に基づいてこれに対処する。

付則1 本憲章は 2020 年 11 月 1 日より施行する。

付則2 本憲章の改訂は、理事会の発議により、会員総会の過半数による承認を必要とする。

以上

2021 年 10 月 23 日、改訂。